(その 137) 保険金還付詐欺にご注意! (2017.2)年末年始川崎区に相次ぐ、4件の相談

1月 15 日の日曜日の朝、区役所の保険担当を名乗る男からの電話で「昨年末に保険に関する書類を送ったが返事がないので・・・。」

私 読まないでしまい込んだか、どういうことでしたか?

男 あなたが平成 23 年から 27 年の 5 年間に支払った保険料が余分だったのでお返しします。 2 万 3 3 6 5 円です。期日が本日までなので今日中に手続きをしないと無効になります。

私 ではこれから区役所に行きます。

男 来なくても、銀行で手続きしてください。

|私||??書類がないです。

男 大丈夫です、行員のいないATMから簡単にできます、折り返し浜銀の者からご連絡します。

浜銀と名乗る男より 自宅の電話しか登録されていないので、携帯も教えていただけますか

さすがにぼんやりの私もここで気が付きましたATMから役所がお金を返してくるなんてありえない。それで終了だったが、念のため警察に届けた。警察と話している間にも同じような話をしに来た女性がいました。

1月9日午後中瀬に住むTさんが相談センターに見えられて12月27日に「平成23年から5年間の保険金の還付がありますので」と電話が入り「川信の大師支店に行きます」というとATMの所に行ってください。携帯で操作の指示をしますので番号を教えてくださいと言われるままになり、正月にお金が足りないので下ろそうと思って大師支店に行ったら預金がゼロ、気が付いてみたら125万円引き出されてしまっていたというものでした。

全く同じ手口で日進町のYさん、渡田新町のKさんのところにも電話が来ました。

Yさんはすぐに夫婦で川崎区役所に出向き事なきを得ました Kさんは電話 のところにたまたま友人が来ていて「今の電話はおかしいのでは?」とアドバイスされて騙されませんでした。

5年間で2万3365円の保険金還付ですからもっともらしく思ってしまいますが「決して一人で対応しないでください」が消費者センターの教訓です。